

議會の議案の報酬及び費用弁償に關する條例を次のように制定するものとする。

三朝野長坡出

三朝野議會議長
天野

昭和三十一年三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

人報酬

キ一糸議會の議長、副議長及び議事の報酬は次のとおりとする

長月額 八〇〇円以内

副議長
“
七、〇〇〇圓以內

第二、議長及び副議長にはその選挙された当日分から議長にはその取

ついた当月分からその報酬を支給する。

※三条 議長、副議長及び議事が任期満了、解任、失職、除名、死七又は
議会の解散によりその職を離れたときは、その当日分までの報酬
を支給する。
但し、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。



（費用弁償）

※四 議長、副議長及び議長が招集に依り、若しくは要員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行に

ついで費用弁償として旅費を支給する。

2. 前項の規定により支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3. 前項に定めるものの外、議長、副議長及び議長に支給する旅費に

（期末手当）

※五 議長、副議長及び議長が六月十五日及び十二月十五日（これらの

日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日）に在職するものに

期末手当を支給する。

2. 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において報酬の月額に

同項の期日以前六月以内の期間におけるその月の在職期間に依り

て次の各号に掲げる割合（八十二月十五日に支給する期末手当の額

について）は各号に掲げる割合に百分の二百を乗じて得た割合（を

乗じて得た額とする。

一、在職期間が六月の場合 百分の五十

二、在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三、在職期間が三月未満の場合 百分の十五

（規則への委任）

※六 条 この条例の実施に關し必要な事項は規則で定める。

附 則

1. この条例は公布の日より施行する。

2. 三朝野議員会議員等給与条例（昭和二十八年条例第二四号）は廃止

する。

(別表)

議 員	副 議 長	議 長	区 分	
			旅 費	
"	"	二 年 半 費	鉄道運賃	
"	"	上 級 客 費	船 賃	
"	"	四 月	車賃(二種)	
"	"	二 〇 〇 円	日 当	
"	"	八 〇 〇 円	宿 料	県 内
"	"	一 〇 〇 〇 円		県 外
"	"	一 〇 〇 〇 円	食 料 (夜食別)	